

「こども」、「若者」の記載方法について

1 こども基本法やこども大綱での定義等

(1)こども基本法

こども 心身の発達の過程にある者

(2)こども大綱

若者 法令上の定義はないが、思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

乳幼児期 義務教育年齢に達するまで

学童期 小学生年代

思春期 中学生年代からおおむね18歳まで

青年期 おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。

2 埼玉県の記載方法

埼玉県こども計画に関する資料では明確な定義がないものの、令和6年5月8日に開催された第1回埼玉県児童福祉審議会の資料2-7「「埼玉県こども計画（仮称）」の骨子案（イメージ）」では、「こども・若者」の記載がある。

3 入間市こども計画での記載方法

(1)入間市こども計画の対象

こども基本法を踏まえて、これまでと同様に、こどもを切れ目なく支援していくことから、計画の対象としては、こども基本法の定義に合わせて「こども」としている。ただし、法令等や固有名詞であるものは、そこで使用されている表記を用いるものとする。

(2)入間市こども計画での記載方法

こども基本法の条文や「こども大綱」といった名称では「こども」が用いられているが、こども大綱の本文では「こども・若者」といった表記がある。

「こども・若者」や「乳幼児期」等の表記の方が、こどもや子育て家庭にとって身近であり、市町村こども計画は市民にとって分かりやすいものであることが求められている。「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、思春期や青年期が含まれていることを明確にする場合には、計画書の本文中では「こども・若者」と記載する。

参考（各法令での「こども」関連の定義）

児童福祉法

児童 満 18 歳に満たない者

乳児 満 1 歳に満たない者

幼児 満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

少年 小学校就学の始期から、満 18 歳に達するまでの者

子ども・子育て支援法

子ども 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

母子及び父子並びに寡婦福祉法

児童 20 歳に満たない者

成育基本法

成育過程 出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程